

6・個人情報保護への対応

(1) 個人情報保護への対応

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、「鳥取県個人情報保護条例」（令和4年鳥取県条例第29号）の規定を遵守します。さらに、鳥取県に準じた「鳥取県スポーツ協会個人情報保護規定」にそって、個人情報の取得管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

① 個人情報の保護方針と管理体制

当施設において、別段の定めをしている場合をのぞき、管理運営上取り扱うお客さま等の特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）の収集、利用および管理について、「鳥取県個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。

また、「組織的対策」「人的な対策」「技術的な対策」「物理的な対策」によりお客さまの大切な個人情報を厳正に管理します。

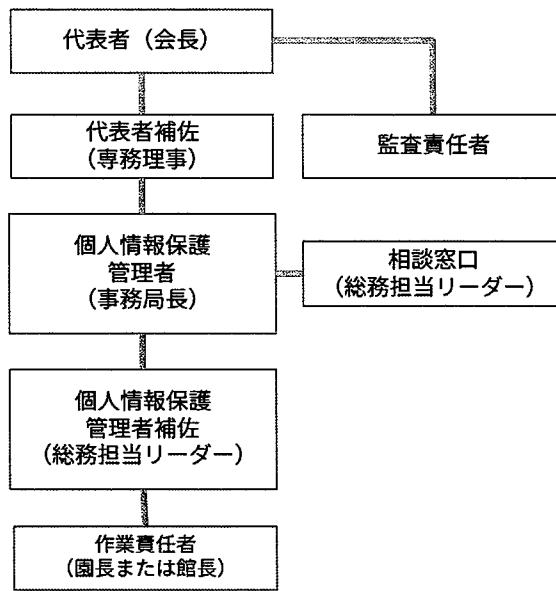
●個人情報保護方針

組織的管理
安全管理運営に関する組織体制の整備
データの取り扱い規定などの整備と運用
データの取り扱い状況を確認する手段の整備
情報漏えい等に対する事故・違反への対処
取り扱い状況の把握と安全管理措置の評価・改善
人的管理
雇用・契約時の守秘義務契約の締結
全職員への情報共有および周知
モラル向上施策（採用・教育・訓練など）
技術的管理
アクセス者の識別と認証
アクセス制御と権限管理
外部からの不正アクセスなどの防止
不正ソフトウェア対策
データ送信・移送時のセキュリティ対策
物理的管理
入退館および入室管理
アクセス制御と権限管理
機器・電子媒体などの盗難防止
機器・装置などによる保護
個人情報の削除、機器・電子媒体などの廃棄

●諸規程

情報公開規程
個人情報保護方針
個人情報保護規程
個人情報保護プログラム
特定個人情報取扱規定

●責任体制（規定にそった責任体制図）



② 守秘義務の徹底

当施設の管理運営において、守秘義務および懲戒等に関する規定を含む就業規則等を制定し、常勤職員をはじめ、嘱託の常勤・非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみに限定して取り扱います。

③ 個人情報保護推進への具体的な取り組み

当施設では、個人情報保護に関する各種規定を遵守するほか、職員への研修や内部監査等による情報の適正管理や情報漏えい防止策を徹底し、個人情報保護方針の館内掲示や各種案内、HP等へ記載することにより県民へ広く周知します。

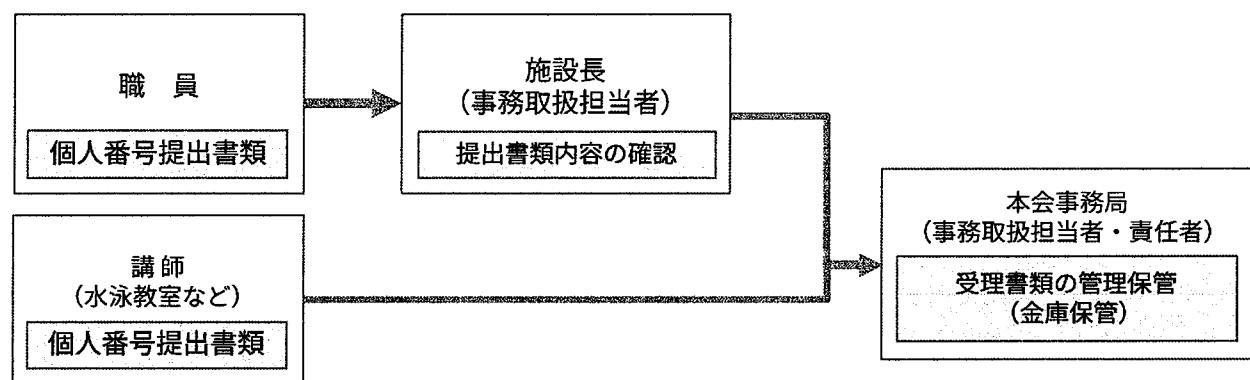
主な実施内容	1	年1回以上の内部監査、年1回の全職員研修および理解度テストの実施など
	2	施錠可能な保管庫による盗難防止と入退館チェック表や警備委託による不正侵入と漏洩防止など
	3	シュレッダーによる廃棄、データの適正、確実な削除など

④ マイナンバーへの対応

マイナンバーへの対応は、当協会の特定個人情報を適正に取り扱うため、各種の法令に基づいて、平成27年10月から、住民票を有するすべての人にマイナンバー（個人番号）が通知されています。当施設では館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

「鳥取県スポーツ協会特定個人情報取扱規定」を制定し、遵守します。

【根拠法令】	行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）および「特定個人情報の適正な対応取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会制定）
--------	---



⑤ 情報管理システムの体制

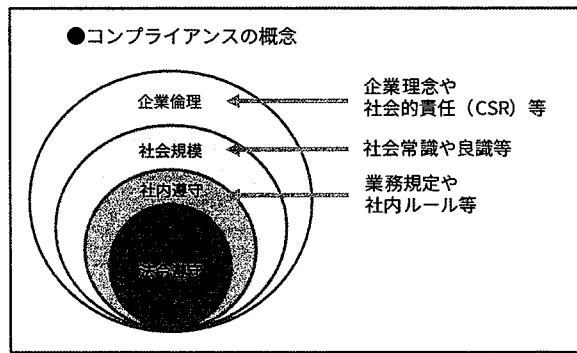
施設内の情報管理として、サーバーの一元化や通信の暗号化、セキュリティソフトの定期更新の義務化、パスワード設定等のあらゆる事態を想定した予見、回避体制をとります。

PCの盗難に備え、PCデータの外部出力制限・管理やパスワードの認証設定を行い、PCの起動ができないような管理に取り組みます。



⑥ コンプライアンスへの取り組み

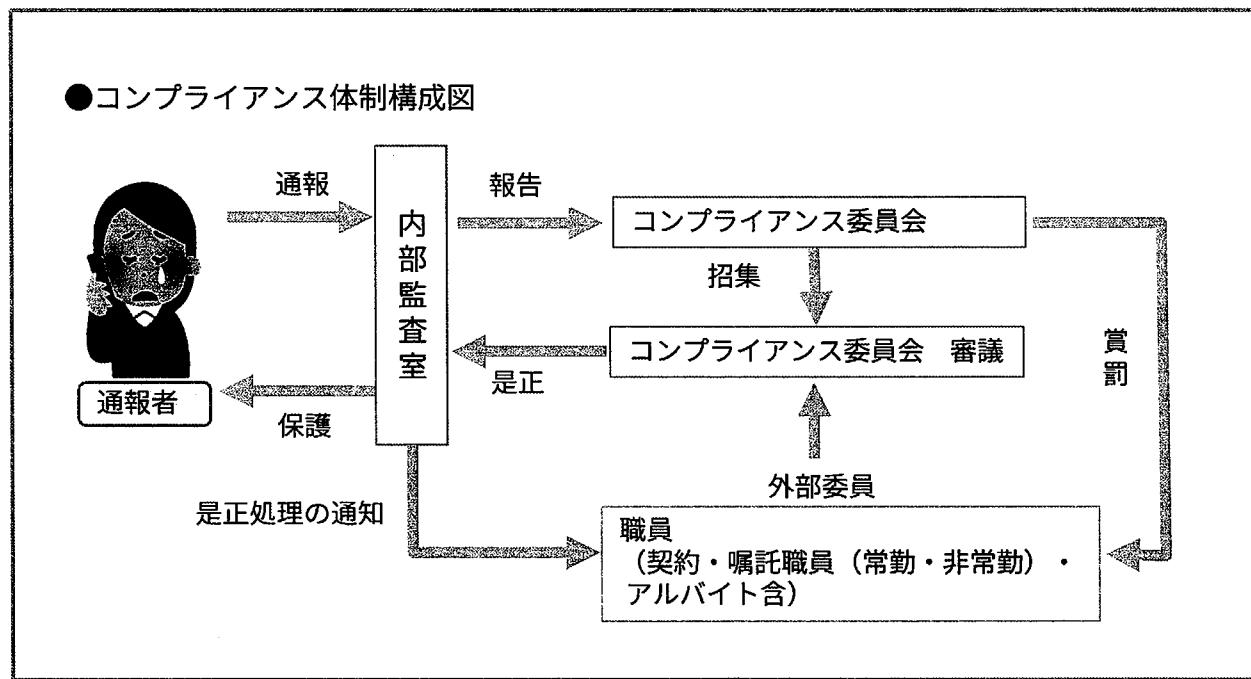
コンプライアンスについては、社会的責任をまつとうするために、指定管理者として鳥取県から管理運営を代行する者として、高い倫理意識、法令遵守はもちろん、違法行為や反社会的行為に対してコンプライアンス意識の徹底に取り組みます。



●コンプライアンス (compliance) 企業が取り組む7項目

- 1 コンプライアンス宣言の策定
- 2 内部通報制度の導入、窓口の設置
- 3 コンプライアンス教育・研修の実施
- 4 コンプライアンス委員会の設置
- 5 コンプライアンス体制の構築 (コーポレートガバナンス)
- 6 内部監査
- 7 外部の専門家による労務監査

●コンプライアンス体制構成図



ア 遵守すべき主な法令

当協会は鳥取県から施設の管理運営を代行する者として、条例、法律等の関係法令を遵守し、管理運営を行っていきます。



●指定管理者が遵守すべき主な憲法・法律・条例・計画・マニュアル等
日本国憲法／消防法／電気事業法／水道法／建築基準法／鳥取県の将来ビジョン
建築物における衛生的環境の確保に関する法律／労働安全衛生法／健康保険法
育児・介護休業法／男女雇用機会均等法／雇用保険法／労働基準法／労働組合法
職業安定法／最低賃金法／労働者派遣法／暴力団排除条例／労働者災害補償保険法
浄化槽法／大気汚染防止法／水質汚濁防止法／厚生年金保険法／道路交通法
個人情報の保護に関する法律／障害者基本法／社会福祉法／鳥取県手話言語条例
鳥取県個人情報保護条例／鳥取市個人情報保護条例／学校教育法／教育基本法
スポーツ基本法／第3期スポーツ基本計画／鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）
障害者差別解消法／環境基本法／エネルギーの使用の合理化に関する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律／地方自治法／公共サービス基本法
「人権尊重の県」宣言／鳥取県人権尊重の社会づくり条例／鳥取県情報公開条例
子育て王国とつくり条例／鳥取県地球温暖化対策条例／鳥取県公害防止条例
鳥取青少年健全育成条例／鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例
鳥取県環境基本計画／鳥取県環境教育等行動計画／鳥取県分別収集促進計画
鳥取県男女共同参画計画／犯罪のないまちづくり推進計画と指針
鳥取県教育振興基本計画／ようこそようこそ鳥取県運動取組指針
鳥取県経済再生成長戦略／鳥取県地域産業活性化基本計画
鳥取県営体育施設の設置及び管理に関する条例／鳥取県行政手続条例
鳥取県地域防災計画／鳥取県国民保護計画／ようこそ鳥取県観光条例
鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例／性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律／武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
鳥取市地域防災計画／鳥取市広域住民避難計画／感染拡大防止クラスター対策等条例等

イ コンプライアンス行動方針

当協会は鳥取県立施設の管理代行者として事業を行うにあたり、コンプライアンス行動指針に基づいて、高い倫理意識を持ち、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

コンプライアンス に係る行動指針	1	わたしたちは法律や良識に反することは決しておこないません
	2	わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
	3	わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動につとめます
	4	わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します



ウ 鳥取県の会計規則に準じた適正な経理処理と監査体制の充実

(ア) 予算・決算および金銭会計規則に準じた取り扱いの徹底

当協会は、経理処理に関する業務を行うにあたり、鳥取県が定める会計規則等に準じた処理方に基づいて、県内各地域の指定管理業務で培った適切な会計処理基準にのっとった金銭管理に取り組みます。

(イ) 経理帳簿の整備と運用

当施設に適した経理帳簿を整備し、適切な金銭管理を行うことに最善をつくします。

また、以下の5原則に基づき鳥取県との協議により経理規定をもうけ、人的な不正が起こり得ない管理体制を構築します。

帳簿整理の5原則	1	相互確認の原則
	2	領収書授受の原則
	3	ダブルチェックの原則
	4	簿外現金禁止の原則
	5	金銭在庫確認の原則

(ウ) 本部による会計監査と内部統制の実施

不正経理を防ぐため、本部監事による指定管理受託施設への会計監査と内部統制を行い、県からの指摘事項改善調査、業務運用状況調査等、経理帳簿運用の内部調査機能の強化に取り組みます。

(エ) 未然防止と再発防止への取り組み

不祥事の未然防止のための対応策として、不正のトライアングル（米国の犯罪学者ドナルド・R・クレッサーの仮説）である「動機」「機会」「正当化」の発生を防止するための対応策を行います。また、不祥事が起った場合には、PDCAサイクルを実践することで改善策を策定し、再発防止に取り組みます。

不祥事防止策の例	1	当協会内のルールの策定・周知、ルールの重要性の認識の徹底（「機会」および「正当化」の防止）
	2	不祥事がもたらす影響・処分などの周知（「正当化」の防止）
	3	倫理研修の実施・充実（「正当化」の防止）
	4	職員の業務状況の管理（過度なプレッシャーをかけない、プロセスを評価するなど（「動機」の防止）



再発防止のための取り組み	1	問題事象（不祥事）の原因分析
	2	原因分析に基づく改善策の策定（Plan）
	3	原則改善策の実行（Do）
	4	原則改善策の進捗状況に関するモニタリング（Check）
	5	（改善策の進捗が不十分である場合）改善策の見直し（Action）

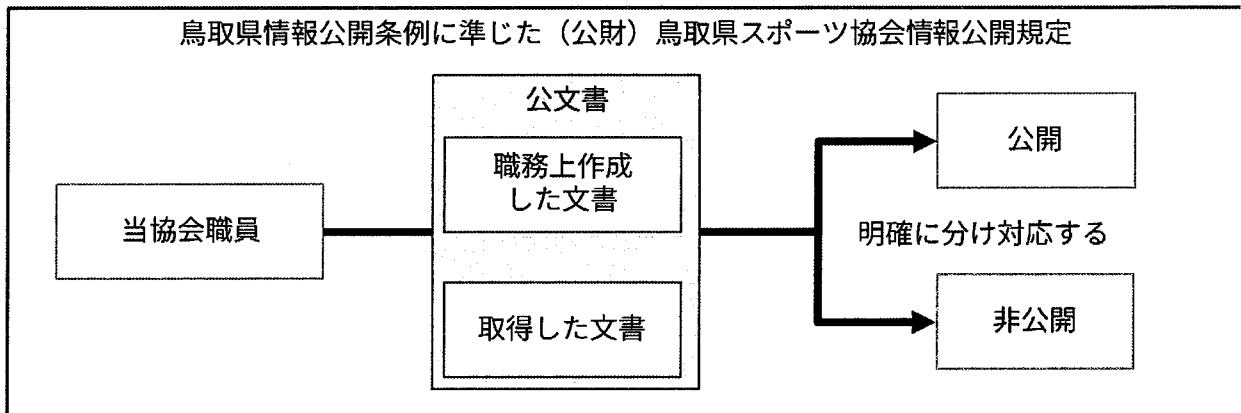
(2) 情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、当施設の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行います。

また、情報公開条例に準じた「公益財団法人鳥取県スポーツ協会情報公開規程」（以下「情報公開規定」という。）を制定し（平成12年9月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

① 情報公開の取り組み方針

当協会は、鳥取県立施設の指定管理者として、従事する者が職務上作成または取得した文書等については、公文書として公開するものと、公開しないものとに明確に区別するため、情報公開規定にもとづいた対応を行います。

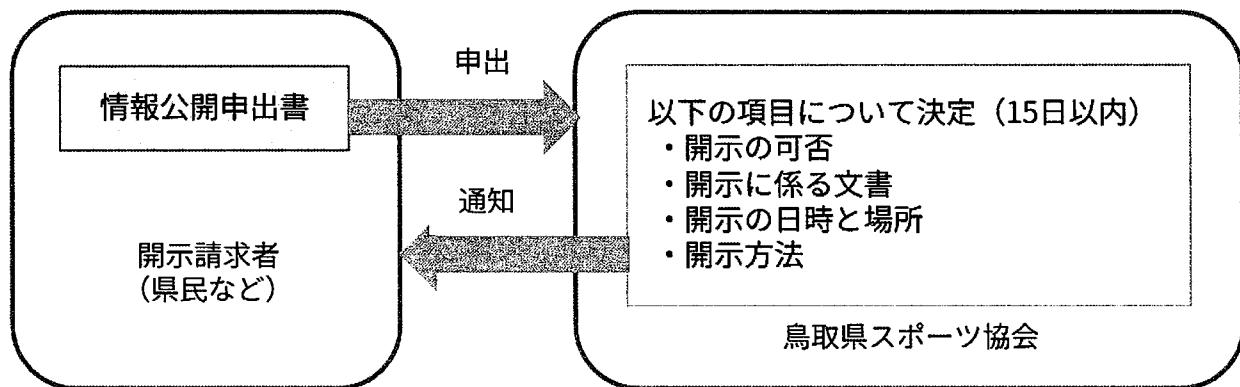


② 情報公開を行うための措置

情報公開条例および当協会情報公開規程にしたがった対応を遵守し、県民の公文書の開示を請求する権利を最大限配慮します。

また、情報開示申出書の提出があった場合、「開示の可否」「開示にかかる文書」「開示の日時と場所」「開示方法」等を15日以内に決定し、さらに、個人情報等の情報公開に関する取り扱いについて、職員研修を実施します





③ 情報格差への対応

当施設から発信する情報をすべての方が等しくキャッチできるよう、すべての人にやさしい情報提供を行うために、誰もが理解しやすい内容・表現を徹底し、情報格差が生じないように取り組みます。

●情報格差への対応例

文字の大きさ、言葉づかいの周知徹底

子どものための「ひらがな」、「ルビ」の活用

色弱者や高齢者などの視力低下の方への色のバリアフリー

ユニバーサルデザイン（UD）の視点にもとづいた「UDフォント」などの活用

デジタルサイネージの活用



7・スポーツの普及振興

鳥取県のスポーツの普及振興の拠点であることを理解し、鳥取県の将来ビジョンの基本理念の中の「いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しめる環境が実現」等の視点から、さまざまな年代の人々が年齢、性別、障がい等を問わず、いつでもスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

(1) スポーツの普及振興の考え方

当協会は当施設において、スポーツの普及振興のための主催事業を実施しています。次期指定管理期間においても、一人でも多くの県民の皆様に「する」、「みる」、「ささえる」機会を提供することにより、スポーツに参加できる事業を展開していきます。

① 競技団体との連携

当協会に加盟する 65 競技団体と連携し、様々なスポーツ大会やイベント等を企画し開催しております。

特に、当施設内に事務所を設置している一般財団法人鳥取県水泳連盟とは大会や講習会での連携・協力・支援等で、長年にわたり良好な関係を築いており、今後もこの関係を発展させ、さらなるスポーツの普及振興を図ります。



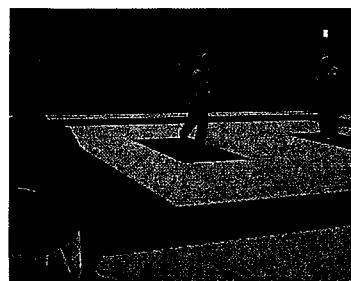
鳥取県水泳連盟 HP

ア トップアスリートを招聘した講習会

小学生・中学生・高校生を対象に、基本技能の習熟を目的とした講習会を実施し、元オリンピック選手や日本トップレベルの指導者による実技指導、講義等を行います。



東京オリンピック選手による指導（水球）



空手道大会



新体操実技指導

イ 地域社会スポーツ指導者研修会

社会体育指導者（指導者・学校外部指導者等）を対象に、指導者の資質向上、指導力の向上を目的とした研修会を実施し、実技指導、講義等を行います。





水泳指導講習会



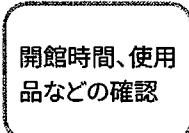
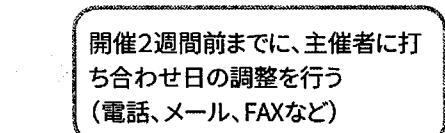
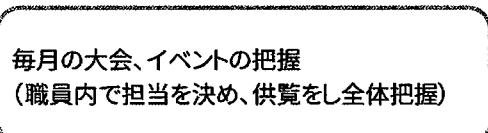
障がい者指導資格講習会

② 教室・大会・イベント等における安全対応

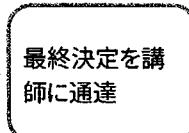
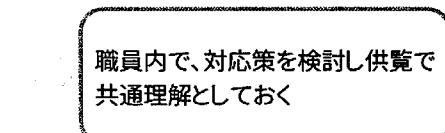
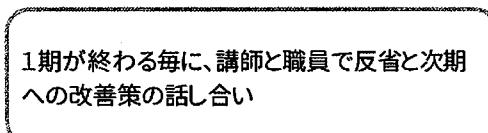
ア 事前打ち合わせ

安全に事業を行うため、主催者(講師)と職員が内容や時間等について打ち合わせを行います。

●打ち合わせの流れ(大会、イベント)



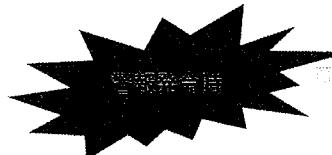
●打ち合わせの流れ(教室)



イ 気象警報等の発令があった場合の対応

お客様の安全を考慮し、台風や大雪、感染症の拡大等により、警報等の発令があった場合、あるいは可能性が考えられる場合等には、お客様の安全を考慮し、中止や延期の判断をします。

●警報発令時の対応例



原則中止又は延期



天気予報等による情報収集

- ・ホームページ、SNSに中止・延期の掲載
- ・緊急連絡先に中止および延期日程の連絡

- ・悪化が予想される場合は中止または延期
- ・変化なしまたは回復の見込みなら実施



ウ 保険等への加入

自主事業を行う場合には、事故に備えてそれぞれの保険に加入します。

●保険加入の例

保険の種類	保険対象範囲	補償額	
スポーツ安全保険	・団体での活動中のケガ ・団体指定の集合・解散場所と被保険者の自宅 経路往復中の事故	・死亡.....2,000万円（64歳以下）、600万円（65歳以上） ・後遺障害....3,000万円（64歳以下）、900万円（65歳以上） ・入院.....日額4,000円（64歳以下）、1,800円（65歳以上） ・通院.....日額1,500円（64歳以下）、1,000円（65歳以上）	
レクリエーション保険	・行事参加中の事故	●傷害保険 ・死亡・後遺障害...500万円 ・入院.....日額2,000円 ・通院.....日額1,000円	●賠償責任保険 ・対人・対物...1億円 ・免責金額.....なし

エ 教室見学者への対応

教室入会を希望される方が見学や体験を希望される場合は、ケガの補償等を考慮して見学のみの対応とし、体験での教室参加は許可しません。

(2) スポーツの普及振興に係る事業

スポーツに係る様々な教室やイベント等を開催し、スポーツの普及振興に努めます。

① スポーツ教室の実施

ア スポーツ教室「幼児から高齢者までを対象とした教室」

生涯スポーツとしての特性を活かした、子供から高齢者まで幅広い年齢層に対応した教室プログラムを行います。

スポーツ教室は全7種目（卓球、テニス、新体操、エアロビクスなど）全14教室を計画しています。全教室、期毎で参加者全員にアンケートを実施し教室満足度を調査し満足度の高い教室運営を目指しております。当協会職員の指導により、高齢者の健康づくり（サルコペニア、口コモティブシンドrome、フレイル予防等や運動習慣の定着を目指すとともに、県民の皆様から頂いた声に応えられるよう様々な教室展開を計画します。

ただし、職員の人事異動や外部講師が見つからなかった場合は、種目を変更して実施します。





卓球教室

～経過成果～

当施設の1番人気の教室。前回の指定管理期間の改善として、鳥取市卓球協会と連携し、トップの指導者を外部講師で招へいし教室を行った結果、幅広い年齢層の参加者増加に成功した。

～次期指定管理期間への改善策～

年々増加傾向にあり、定着した人数確保ができているが、指導者不足で増設が難しい。
今後は、鳥取市卓球協会と更なる連携を図り、指導者の招へい、ジュニア世代の教室新設も検討する。

【開催日】月曜日、水曜日及び木曜日

年3回募集

(第1期、第2期、第3期)

【料金】10回 4,400円

【定員・時間】

月曜日 18:30~20:00 (定員20名)

水曜日 13:30~15:00 (定員35名)

木曜日 13:30~15:00 (定員35名)

初心者の方から上級者まで対象の教室で、レベルにあった指導で、楽しく卓球技術を学び、試合の基本を学ぶことを目的とする。

テニス教室

～経過成果～

テニス経験者や、テニス愛好者が多く参加し、専門外部指導者による指導のため参加者の満足度が高い教室。また、教室の増設を行い参加者の選択の幅が広がった。

～次期指定管理期間への改善策～

テニス愛好家のの方の口コミのおかげで参加者の増加には成功したが、ジュニア世代の教室展開ができていない。

協会や学校関係と連携を図り、教室新設を検討したい。

【開催日】火曜日、水曜日、木曜日

年3回募集

(第1期、第2期、第3期)

【料金】10回 4,400円

【定員・時間】

火曜日 13:30~15:00 (定員15名)

水曜日 10:30~12:00 (定員15名)

13:30~15:00 (定員15名)

木曜日 13:30~15:00 (定員15名)

【教室の内容】

教室では、基本的なストローク(フォアハンド、バックハンドなど)やサーブのテクニックを学ぶことができ、参加者が効果的なショットを身につけるための練習を提供。



いきいき健康教室



～経過成果～

継続的に参加された方が多く、教室アンケートによる評価も高い。
高齢者だけでなく、体を動かしたい方の参加が増加し満足度が高い教室となっている。

～次期指定管理期間への改善策～

仲間内での教室参加者のみとなっているため、新規参加者への広報ができていない。
新聞や、フリーペーパーへの折り込みなどを活用し参加者増加につなげたい。

【開催日】火曜日

年3回募集

(第1期、第2期、第3期)

【料金】10回 4,400円

【定員・時間】

13:30~15:00 (定員20名)

【教室内容】

高齢者を対象とした、普段体験できない、ニュースポーツを活用しながら、色々な運動を楽しみながらおこない、体力の維持・増進を目指す。

座位フィットネス



～経過成果～

職員の異動により令和4年度からより専門的な外部指導者を招へいした。
参加人数増加、教室プログラムの拡充を行なった結果、非常に人気の高い教室になった。

～次期指定管理期間への改善策～

現在週2教室しか開催していないため、利用者からの要望もあるため教室数の拡充を検討。

【開催日】火曜日、木曜日

年3回募集

(第1期、第2期、第3期)

【料金】10回 4,400円

【定員・時間】

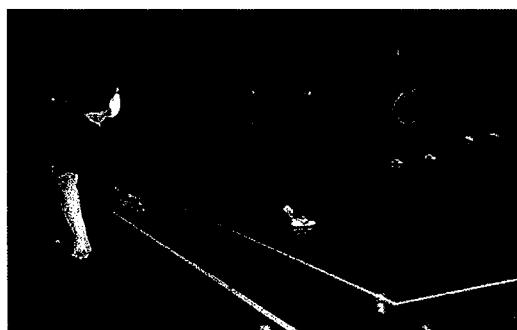
火曜日10:30~11:30 (定員25名)

木曜日10:30~11:30 (定員25名)

日常生活に必要最低限のストレッチ、筋力トレーニングを楽しく行いながら、体力の維持・増進とダイエットを目的とする。



エアロビクス



～経過成果～

近年、エアロビクスやフィットネスへの注目が増している中、当教室も参加者が増加傾向にある。

～次期指定管理期間への改善策～

高齢者の参加者が多く若い世代の参加者が少ない。広報や教室プログラムの改善などを行い参加者増加を検討。

【開催日】 金曜日

年3回募集

(第1期、第2期、第3期)

【料金】 10回 4,400円

【時間・定員】

10:30～11:30 (定員25名)

【教室内容】

エアロビクスの基本的なステップ動作で、楽しく有酸素運動を行い、体力アップとダイエットを目的とする。

ジュニア空手



～経過成果～

空手の稽古を通して礼儀・作法を学び、精神修養を期待する保護者が多い。現役トップアスリートの専門指導であり、参加者、保護者の満足度は高く継続性が強い教室。

～次期指定管理期間への改善策～

現在参加者の半数以上は男の子となっているため、女子の参加者を増やすために、女性の指導者を招へいできるよう検討する。

【開催日】 火曜日

年3回募集

(第1期、第2期、第3期)

【料金】 10回 3,300円

【定員・時間】

18:00～19:00 (定員15名)

【教室内容】

空手の基本動作を習得しつつ、体力強化を目指す。また、空手の動作だけでなく、礼儀・作法を学ぶことを目的とする。



ジュニア新体操



～経過成果～

募集案内や参加者の口コミなどにより参加人数が年々増加傾向にある。

教室の最後には発表会があり、参加者、保護者から高い評価を得ている。

～次期指定管理期間への改善策～

継続的な参加者が多く、新規の参加者が少ない。体操協会と連携し広報と周知を検討。

【開催日】木曜日

年3回募集

(第1期、第2期、第3期)

【料金】10回 3,300円

【定員・時間】

19:00～20:00 (定員15名)

【教室内容】

新体操の基本的な動きや、種具を使って楽しく体を動かしながら、体力・柔軟性を養い、新体操の基礎を学ぶ。

ジュニア体操



～経過成果～

令和元年度から始めた教室で、導入当初は参加者数がすくなかつたが、教室名変更、プログラムの改善を行い、今では申込希望者が多い教室となっている。

～次期指定管理期間への改善策～

教室参加者は低学年から、高学年そのため運動強度が違い、クラス別、能力別の教室を検討。

【開催日】水曜日

年3回募集

(第1期、第2期、第3期)

【料金】10回 3,300円

【定員・時間】

16:30～17:30 (定員12名)

【教室内容】

子供の心と体の成長を目指し、体を動かすことの楽しさを指導する。また、学校では習得できない体の動かし方も併せて指導する。

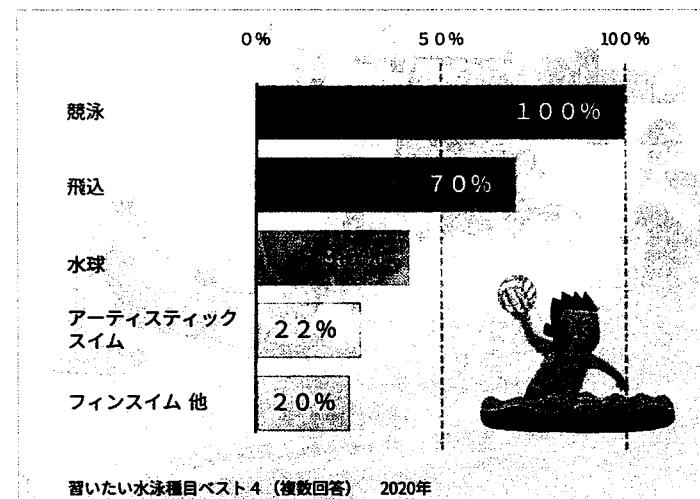


イ 水泳教室

水泳教室は全3カテゴリー別（幼児、小中、一般）15教室を計画しています。

特に、水泳指導者は国際大会、全国大会入賞や出場経験を持つ当協会職員が直接指導を行う教室プログラムです。水泳競技を熟知しているからこそ、細かな指導ができることも特徴のひとつであり、このような経験豊富な指導者が施設に常駐している施設は全国的にも非常に珍しく、その特色を活かした教室指導を行います。

その他の教室については、当協会加盟競技団体から優秀な指導者を外部講師として派遣いただき開催を計画しています。



水球の達成率を50%以上にします

水泳教室 (幼児クラス 3歳以上5歳未満)

～経過成果～
幼少期に、水慣れや水遊びなどから水に対する抵抗をなくし、水泳の楽しさを教えている。
大多数が、当施設主催の小学生水泳教室に長年通っている。

～次期指定管理期間の改善策～
週に2回実施しているが、年齢定員を超えて抽選になることから、クラスを増やすことを検討。
また、三歳未満の幼児を親子で一緒に参加できる教室を検討。

【開催日】月曜日、木曜日、土曜日
年2回募集（第1期、第2期）

【料金】15回 9,075円

【時間・定員】

月曜日 15:30～16:30 (定員15名)

木曜日 15:30～16:30 (定員15名)

土曜日 13:00～14:00 (定員15名)

【教室内容】

幼少期に水慣れ、水遊び、けのび、バタ足など、水泳の基礎を学び、楽しく上達することを目的にする。



水泳教室（小学校学生クラス）**～経過成果～**

前回の指定管理期間での教室分析を行い、内容の改善などに取り組んだ。実力別に教室分けを行った結果、お客様の選択が増え、参加人数の増加に成功した。

～次期指定管理期間への改善策～

小学生の参加者増加は成功したが、中学生の参加者が少ないといため、より専門的な水泳競技に特化した教室展開を検討。

【開催日】初級コース（火曜日、金曜日、土曜日）

中級コース（月曜日、木曜日、土曜日）

上級コース（月曜日、土曜日）

年2回募集（第1期、第2期）

【料金】15回 9,075円**【時間・定員】**

初級コース（各曜日定員20人）

火曜日、金曜日 16:00～17:00

土曜日 14:00～15:00

中級コース（各曜日定員20人）

月曜日、木曜日 17:00～18:00

土曜日 15:00～16:00

上級コース（各曜日定員10人）

月曜日 18:00～19:00

土曜日 16:00～17:00

【教室内容】

水慣れからクロール・四泳法取得を目指し、学校授業以外での専門的な技術を習得。

小学生低学年から中学生まで自分のレベルに合った教室を選択し指導を行う。

水泳教室（一般クラス）**～経過成果～**

高齢者の初心者の方でも始められる教室であるため、参加人数は年々増加傾向にある。

特に夜の教室は、仕事終わりに参加される若い年齢層の方が多くなっている。

～次期指定管理期間への改善策～

鳥取県マスターズ水泳協会と連携し若い年齢層を確保できるような教室を展開したい。

【開催日】月曜日、木曜日及び金曜日コース

年2回募集（第1期、第2期）

【料金】15回 14,025円**【時間・定員】**

月曜日 10:30～11:30

木曜日 18:30～19:30

金曜日

午前コース 10:30～11:30

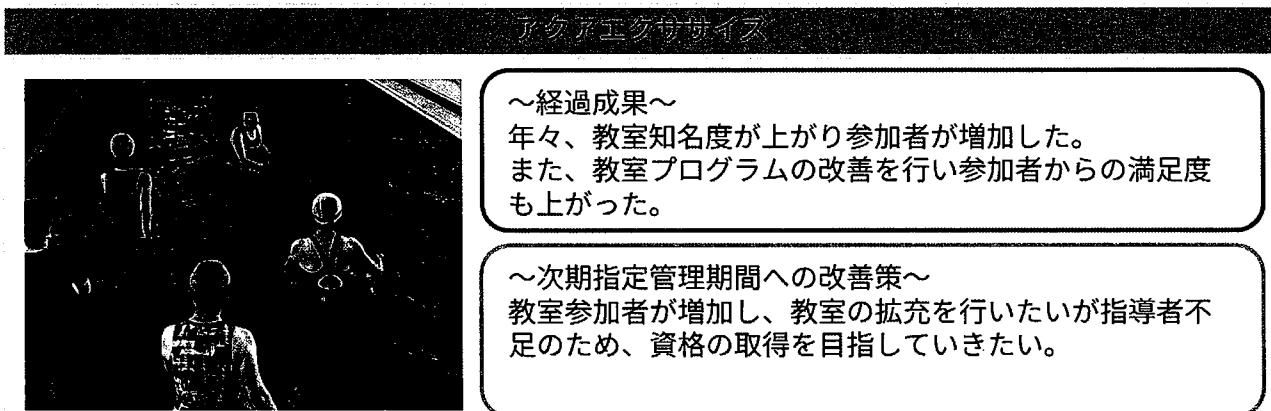
午後コース 13:30～14:30

夜コース 18:30～19:30

（各曜日定員14人）

四泳法を泳ぐための基本動作の習得を目指す。各曜日で、上級、中級、初級となっており参加者の目的に合った教室を選べるようになっている。





～経過成果～

年々、教室知名度が上がり参加者が増加した。
また、教室プログラムの改善を行い参加者からの満足度も上がった。

～次期指定管理期間への改善策～

教室参加者が増加し、教室の拡充を行いたいが指導者不足のため、資格の取得を目指していきたい。

【開催日】火曜日 年2回募集（第1期、第2期）

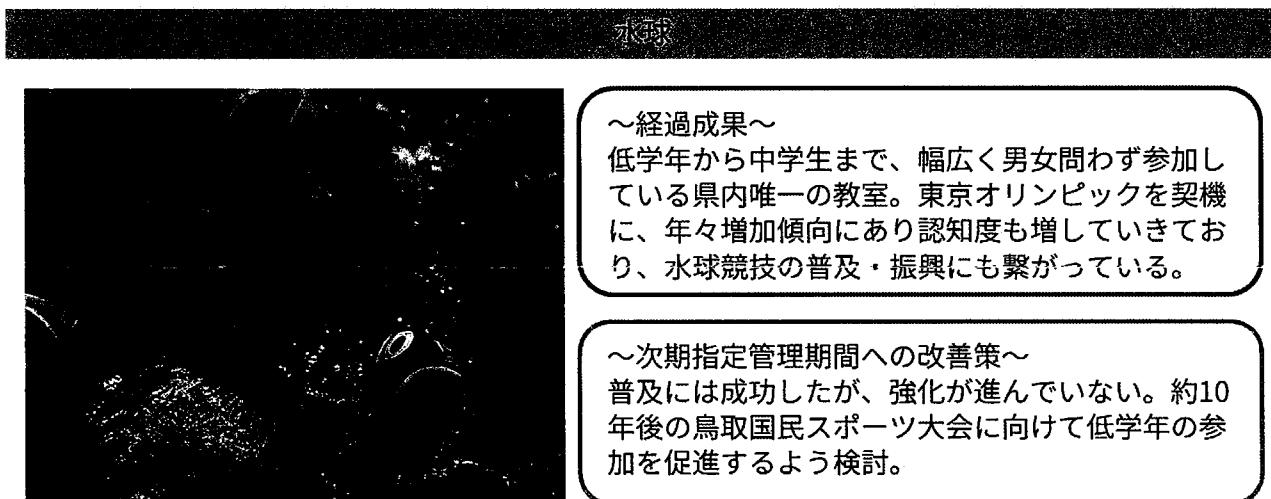
【料金】15回 14,025円

【時間・定員】

火曜日 10:30～11:30
(各曜日定員14人)

【教室内容】

水中での運動により、浮力や水の抵抗を利用して身体をサポートしつつ、筋力トレーニングや有酸素運動を行うことができる。



～経過成果～

低学年から中学生まで、幅広く男女問わず参加している県内唯一の教室。東京オリンピックを契機に、年々増加傾向にあり認知度も増していきしており、水球競技の普及・振興にも繋がっている。

～次期指定管理期間への改善策～

普及には成功したが、強化が進んでいない。約10年後の鳥取国民スポーツ大会に向けて低学年の参加を促進するよう検討。

【開催日】土曜日

【料金】月3回 1,650円(月謝制)

【時間・定員】

18:00～20:00
(定員 小・中30名)

【教室内容】

水球競技を通して、技術だけではなく、心身共に強い子どもを育成するために、団体行動、礼儀を学ぶ。また、球技としての技術と併せて泳力も指導していく。



② 障がい者スポーツの普及

障がいのある人たちが気軽にスポーツに参加できる教室を開催します。現在、水泳教室しか開催しておらず、スポーツ教室の開催も今後検討します。



障がい者水泳教室

～経過成果～
子どもから大人まで参加があり、水慣れから水中運動を体験し、また、泳法指導により大会参加を目指せる教室となり、非常に好評である。

～次期指定管理期間への改善策～
子供から大人までと一緒にを行うため、参加者のニーズにお応えできないケースがある。時間の変更、教室の細分化を検討。

【開催日】月2回開催（不定期）

【料金】無料

【時間・定員】
17:00～18:00（定員10名）
※対象は、小学生から高齢者まで

【教室内容】
水泳をとおしてスポーツの喜びや楽しさを体験する機会を提供し、社会参加を推進とすることを目的とする。

③ 各種大会・イベントの開催

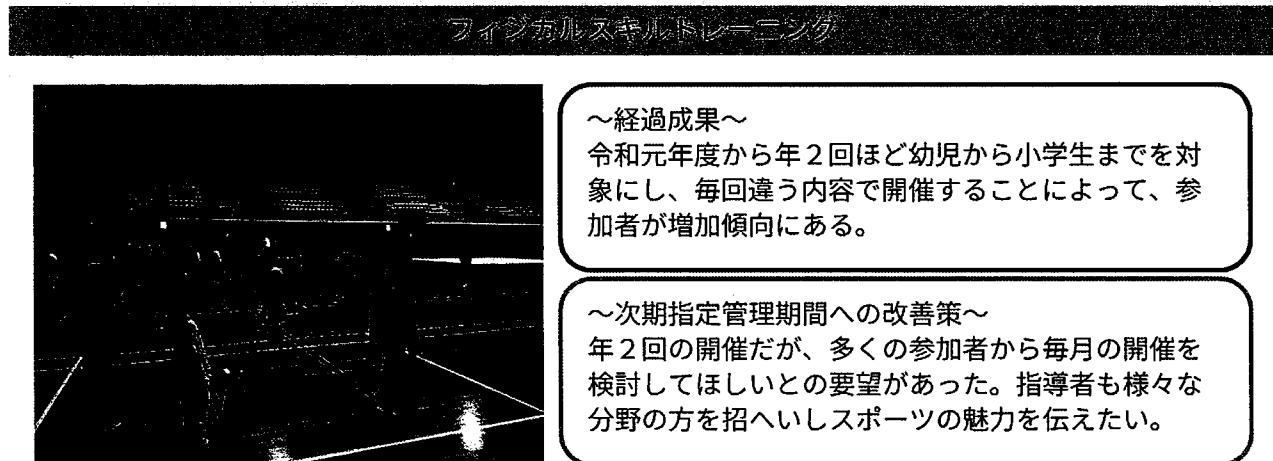
当施設の機能を最大限活かし、大会や講習会を開催し、スポーツの普及振興、産業振興に取り組みます。また、文化イベントを実施し会議室等の利用頻度の少ない空きスペースの有効活用を目指します。

ア ジュニア競技者の発掘と競技力向上のための事業

（ア）フィジカルスキルトレーニング

令和元年度から実施している、幼児、小学生を対象にスポーツへの興味関心を引き出し、また、トップアスリートが実践しているトレーニングやコンディショニングの体験会を開催しています。お客様満足度は毎回高く、お客様からは次回もぜひ実施してほしいとの声をいただいています。





～経過成果～

令和元年度から年2回ほど幼児から小学生までを対象にし、毎回違う内容で開催することによって、参加者が増加傾向にある。

～次期指定管理期間への改善策～

年2回の開催だが、多くの参加者から毎月の開催を検討してほしいとの要望があった。指導者も様々な分野の方を招へいしスポーツの魅力を伝えたい。

【開催日】 年2回

【料金】 1回 500円

【定員・時間】 不定期 ※定員1クラス20名程度

【内容】

幼児、小学生を対象にスポーツへの興味関心を引き出し、また、トップアスリートが実践しているトレーニングやコンディショニングの体験。

お客様の声を反映した改善を行い、内容がマンネリ化しないようにアップデートし、毎回違う内容で開催し、当施設教室加入や競技を始めるきっかけになるイベントと位置づけています。さらに、次期指定管理期間には、新たにeスポーツやUDeスポーツ等と一緒に体験できるよう研究します。

(イ) ローソンカップ卓球大会

卓球の競技力向上とジュニア世代の登竜門として、当協会が株式会社ローソンと協定を結び、ジュニアを対象とした競技会を開催します。株式会社ローソンに賞品等を提供いただくことで、選手の競技へのモチベーションを高めます。

また、県外からも選手を誘致し全国規模の大会を開催することにより鳥取県の活性化にも役立てます。



ローソンカップ卓球大会



【開催日】年1回

【料金】800円

【定員・時間】

定員200名

9:00～17:00

～経過成果～

初回開催から14年が経過し、年々参加者が増加している、大会を重ねるごとに規模を拡大し、鳥取県内だけでなく県外からの参加者も増え、選手の中では、登竜門として位置づけられるまでになった。

～次期指定管理期間への改善策～

宣伝やPRをしているが、大会時期などが重なり参加が減る年もある。競技団体と連携し競技日程を調整するよう検討。

【内容】

鳥取県から将来全国で活躍する卓球選手を生み出すことを目標に、小学生の底辺拡大と競技力の向上を図ることを目的とする。

イ 文化活動事業

(ア)ミニリースづくり

令和4年度に新規に開催した文化事業で、小学生から大人までがものづくりの興味関心を持つもらうことを狙いとし、参加者同士のコミュニケーションを目的としています。

初めての開催でしたが、多くの参加者が完成したミニリースを手に持ち大変満足したとの声をいただきました。年に1回だけの開催だったため通年で複数回の開催を行い、毎回違う内容のイベントができるよう新たに研究します。

TORITAワークショップ



～経過成果～

令和4年度に初開催の文化事業で、多くの参加者が参加してくれた。親子での参加も多く、協力して作成することにより、参加者の多くが満足していた。

～次期指定管理期間への改善策～

物価高騰などで安価での開催が難しい。資材調達を協会・事業者と協力して開催したい。

【内容】

ドライフラワーを使ったオリジナルの花雑貨を作成するワークショップ。ものづくりの楽しさ完成した時の達成感を目的とする。

【開催日】年1回

【料金】1,500円

【定員・時間】

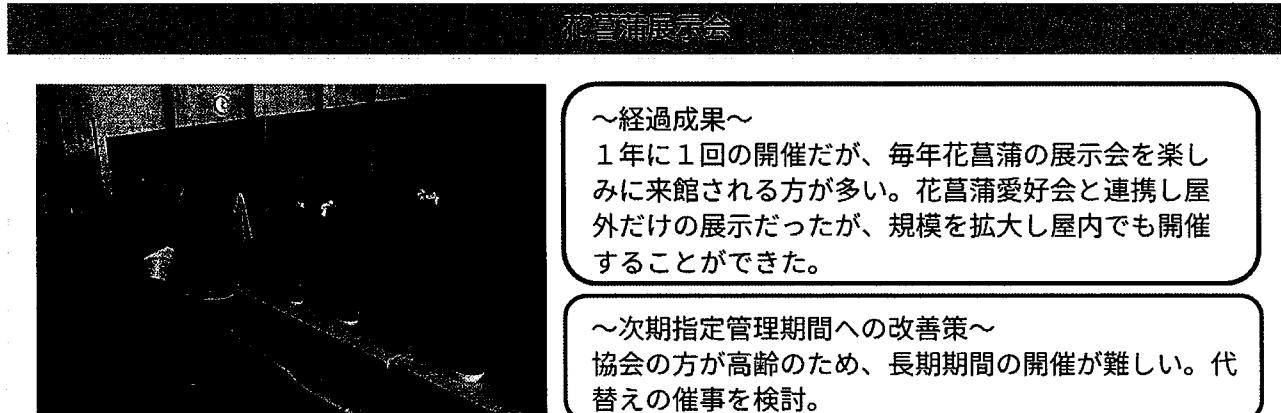
定員20名

9:00～13:00



(イ) 花菖蒲展示会

鳥取県花菖蒲協会と連携し、毎年多様な色合いや形状の美しい花を咲かせており、県民の方に、日本の伝統的な文化や世界観を感じてもらい、季節の訪れや花の美しさを楽しんでもらうために開催しております。



【開催日】年1回 ※6月から7月ごろ

【時間】10:00～16:00

【内容】先着20名様に花ポット無料配布
50点以上の花菖蒲展示

【内容】県民が身近に関心を持つ文化的事業を行う事により、スポーツ以外の方でも気軽に産業体育館を利用していただけるよう、また、産業振興につながるようなイベントを開催。

④ パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及振興事業 新規

パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及振興のための体験事業等を実施します。障がい者や健常者が一緒に参加し、スポーツを通じて交流やコミュニケーションを図ります。競技の種類は様々で、健康促進やコミュニケーション能力の向上等、様々なメリットが考えられます。

●体験を実施検討するパラスポーツ・インクルーシブスポーツ

パラスポーツ	インクルーシブスポーツ
・水泳、車いすテニス、車いすバスケ	・フライングディスク、モルック、車いすウォーキング等



8 障がい者に優しい施設

鳥取県では、「あいサポート条例」を基に、障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めています。「障がいを知り、共に生きる」というスローガンのもと、利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備します。また、県が実施・推進する施策に積極的に協力します。

(1) 障がい者が利用しやすい施設とするための取組

当施設をご利用いただく障がいのある方でも、安全・安心して施設をご利用いただくために、下記を基本方針としたユニバーサル対応に取り組みます。

●ユニバーサル対応の基本方針と実施内容

バリアフリーな建物設計	当施設は全館バリアフリーとして設計されており、車椅子やモビリティスクーターを利用するお客様も容易に入退場できます。日々の施設点検をしっかりと行い、車いす補助研修等を行うことで、お客様の安全と快適性を確保に取り組みます。
視覚情報の提供	点字案内板や視覚情報を提供するためのブライユ文字や大文字の看板を設置します。また、タブレット端末の活用による音声案内や音声ガイドを利用することで、情報の共有を容易にします。また、UDフォント等を活用した見やすい表記に取り組みます。
聴覚情報の提供	情報をビジュアルに提供するためにデジタルサイネージを設置します。また、インフォメーションカウンターや受付等での対応時には、手話通訳者の派遣や筆談対応を行い、円滑なコミュニケーションに取り組みます。
アクセシブルな設備と機器	イベント時等には車いす対応席の確保や席の配置に配慮し、簡単に操作できるボタンやスイッチ、音量調整可能な音響設備等（ミライスピーカー等）を検討します。
アクセシビリティ情報の提供	ウェブサイト等において、アクセシビリティ情報を提供します。車いす対応の情報、視覚情報、聴覚情報等を含め、障がいのあるお客様が施設の利用に関する情報を簡単に入手できるようにします。
オンライン申込の提供	当施設に直接足を運ばなくても施設や教室に申し込みが可能なように、オンラインサービスを充実させます。

① 障がい者が利用しやすい施設運営

下記の事項を基本的な考え方とし、障がい者が利用しやすい施設を実現するため、以下の取り組みを行い、当施設をより利用しやすい場所にします。

また、障がい者の交流の場所としてプールの無料開放、設備の無料貸出を研究します。



● 基本的な考え方

- | | |
|---|--|
| 1 | 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。 |
| 2 | 障がいを理由とする差別の解消を図ること |
| 3 | 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段及びその他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより、障がい者情報アクセシビリティを保障すること。 |
| 4 | 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようすること。 |
| 5 | 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようすること。 |

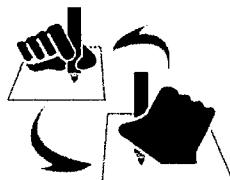
② 障がい者にやさしい施設利用の推進

平成27年3月に策定された鳥取県障がい者プラン（令和3年3月に改定）（障害者基本法第11条、障害者総合支援法89条及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく計画）、障害者差別解消法等の関係法令に基づき取り組みます。

● 障がい者に優しい施設づくりへの取り組み



「障がい者のための国際シンボルマーク」



「筆談マーク」



「ハート・プラスマーク」



「ほじょ犬マーク」



「身体障がい者標識」



「聴覚障がい者標識」



「盲人のための国際シンボルマーク」



「オストメイトマーク」



「ヘルプマーク」



「サポートマーク」



「あいサポート運動」



「みんなの声かけ運動」



「白杖SOSシグナル普及啓発」



「ハートフル駐車場」



「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」

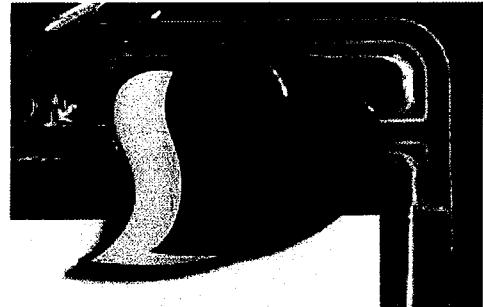


「障がいのある方に対する心のバリアフリー」



③ あいサポート条例への取り組み

鳥取県では、「あいサポート条例」を基に、障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めています。「障がいを知り、共に生きる」というスローガンのもと、利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備します。また、県が実施・推進する施策に積極的に協力します。



あいサポートバッジを着用

●あいサポート条例への取り組み

1	外部のあいサポート研修への参加
2	職員をあいサポートメッセンジャーへ登録
3	あいサポート研修参加職員を講師として職員研修の実施
4	あいサポート団体として認定
5	あいサポートバッジの着用義務化
6	あいサポート運動の啓発
7	ヘルプマーク・ヘルプカードの対応と啓発

④ 鳥取県手話言語条例への取り組み

鳥取県は、あいサポート運動の発祥地です。鳥取県手話言語条例（平成25年10月11日施行）は、手話がろう者とろう者以外の人々をつなぎ、ろう者的人権を尊重し、互いを理解し共生する社会を築くために制定されていることから、下記について取り組みます。



職員間の手話練習

●手話言語条例への取り組み

1	鳥取県手話言語条例を理解し、職員間で情報共有を図ります
2	職員研修を実施し、手話の基礎的なコミュニケーションスキルを向上させます
3	施設内の案内表示や掲示物を手話に対応させ、手話を使用するお客様に配慮します
4	イベント時に手話通訳者の派遣や手話ガイドの提供を検討し、手話を話せないお客様のサポートを強化します
5	障がい者団体や地域の手話コミュニティと連携し、イベント時に手話の普及と理解を広げる機会を提供します



⑤ 障がいのあるお客様への配慮

障がい者の方の更衣が、介助者が異性の場合に使用できる更衣を避難用テントで行えるように整備します。

また、車いすが必要な方が自由にご利用いただけるよう車いすを常設し、車いす対応の介助研修を行う等、適切にお手伝いができるようにし、障がいのある方への理解を深め、快適に利用できる施設づくりを目指します。



プール入水の介助

●車いす介助の留意点

- | | |
|---|--|
| 1 | 止まる時や車いすから離れる時は必ずブレーキをかける |
| 2 | 常にスピードの確認 |
| 3 | フットサポートやアームサポートから出ている手足が物や人とぶつからないよう注意 |
| 4 | できる限り、停止した状態か低速時にゆっくりと方向転換。 |

⑥ MIRAIROID が使える施設として登録 新規

減免利用時の確認書類として、「MIRAIROID」での減免確認も可能です。障害者手帳をスマートフォンアプリにて提示できることで、障がい者利用の利便性向上を図ります。

また、「MIRAIROID」が使える施設として「MIRAIROID」ホームページに登録し、障がい者の方の利用促進につなげます。



「MIRAIROID」が利用可能

⑦ 障がい者就労施設からの物品調達

現指定管理期間は新型コロナの影響もあり、物品調達が当初計画より少なくなりましたが、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設から年間3万円以上の物品調達を行います。

⑧ ウェブアクセシビリティの確保

当協会では、「年齢や障がいの有無を問わず、誰にとってもわかりやすく利用しやすいホームページの実現」を目指し、ホームページのアクセシビリティの向上に努めています。



平成28年3月22日に改正されたJIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部：ウェブコンテンツ」に基づき、アクセシビリティ方針を定めています。

本会ウェブアクセシビリティの対象範囲

当協会ホームページおよび管理施設ホームページ
事務局および管理施設5施設

●ウェブアクセシビリティの対象範囲

- 1 すべてのページに固有のタイトルを付ける
- 2 画像の代替テキストを提供する
- 3 半角カタカナや機種依存文字を使用しない
- 4 音声読み上げに配慮したテキスト表記をする
- 5 使いやすくわかりやすいリンクを提供する
- 6 文字サイズを変更できるようにする
- 7 見出しなど適切な要素を用いて文書構造を規定する
- 8 文字サイズ・背景色の変更機能を付ける

ア ウェブアクセシビリティの維持・向上の取組

職員研修や専門業者からの提案・アドバイスにより継続的にウェブアクセシビリティの維持・向上に取り組みます。

●維持向上の取り組み

研修会の実施

アクセシビリティ研修会の実施（年2回）等

●例外事項 ※以下の事項については対象範囲外とします

PDFファイル

可能な限り達成基準に配慮して作成いたしますが、現状ではすべてのPDFファイルへのウェブアクセシビリティへの対応は、情報量および技術的な観点から困難なため、対象範囲に含めません。

動画を掲載するページ

動画ファイルについては、可能な限りテキストでの代替情報を提供いたしますが、現状ではすべての動画ファイルへのウェブアクセシビリティ対応は困難なため、当該ページは対象範囲に含めません。

達成している適合レベル

PDFファイルJISX8341-3:2016の適合レベルAAに準拠「適合レベルAAに準拠する」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJISX8341-3:2016対応度表記ガイドライン」で定められた表記により、適合レベルAに準拠することに加え、適合レベルAAの達成基準を満たすことを意味します。



●達成状況

2.1.3

キーボード（例外なし）の達成基準（コンテンツのすべての機能をキーボードで操作できるようにします）

2.3.2

3回のせん（閃）光の達成基準（1秒間に3回以上の頻度で点滅するこ
とがないようにします）

(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組

当協会は一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会とも連携し、障がい者スポーツ（以下、「パラスポーツ」という。）大会の誘致や体験会を実施することで、「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」ことができるよう積極的に支援していきます。

●基本的な考え方

1	障がい児のスポーツ活動の推進
2	障がい者のスポーツ活動の推進
3	障がい者と障がいのない人が一緒に行うスポーツ活動の推進
4	障がい者スポーツに対する理解促進
5	障がい者スポーツの推進体制の整備等

① パラスポーツ大会・ニュースポーツ大会等への派遣協力

ふうせんバレー等のパラスポーツ大会、ニュースポーツ大会へ当協会職員をスタッフとして派遣し、パラスポーツ活動を支援します。

② パラ水泳大会等の誘致推進 新規

当施設でもパラ水泳大会の誘致を積極的に推進します。

③ パラスポーツの普及と啓発

パラスポーツの普及と啓発のため、鳥取県障がい者スポーツ協会等のパラスポーツ団体が開催する体験会やイベント等の啓発活動を積極的に行います。

④ パラスポーツに関する情報提供

館内の情報コーナーに、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置することにより、当施設をご利用になるお客様に広く障がい者スポーツへの理解とスポーツに気軽に参加できる環境づくりを行います。

⑤ パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及振興事業

パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及振興のための体験事業等を実施します。障が



いのある人たちや健常者が一緒に参加し、スポーツを通じて交流やコミュニケーションを図ります。競技の種類は様々で、健康促進やコミュニケーション能力の向上等、様々なメリットが考えられます。

⑥ ニュースポーツ用品の購入

障がい者と健常者が一緒に参加できるニュースポーツ用品を購入し、体験イベントや貸し出し等を行います。現在行っている健康運動系教室にも取り入れることにより、パラスポーツへの理解や健康促進を目指します。



HPにてニュースポーツの貸出告知

⑦ 公認パラスポーツ指導員の取得推進

当協会職員の、公認パラスポーツ指導員の資格取得を推進し、パラスポーツ活動のお手伝いができるよう支援していきます。現在、当施設には1名の公認中級パラスポーツ指導員、2名の公認初級パラスポーツ指導員が在籍しています。



9 組織及び職員の配置等

当協会は、長年の管理運営経験とノウハウを活かし、お客様の安全・安心・快適な利用に取り組んできました。地域社会の活性化を目指し、これまでの経験や実績、運営ノウハウに基づいた規定やマニュアルを活用し、ご利用いただくお客様のために効率的で安全・安心な管理運営体制を整え、全力で取り組みます。

(1) 管理運営の組織

当施設の設置目的に基づき、に基づき、専門的な知識と経験を持つ職員を配置します。スポーツ・水泳の指導力やスポーツ・プール施設管理のノウハウを備えたスタッフが多数在籍し、親切かつ丁寧な対応、素早く積極的な行動を心掛けます。お客様の立場に立った行動を常に心がけ、お手伝いさせていただきます。

① 当施設の職員体制

お客様に安全かつ安心してご利用いただくため、以下の職員体制で施設を運営します。

ア 責任者の配置と人選

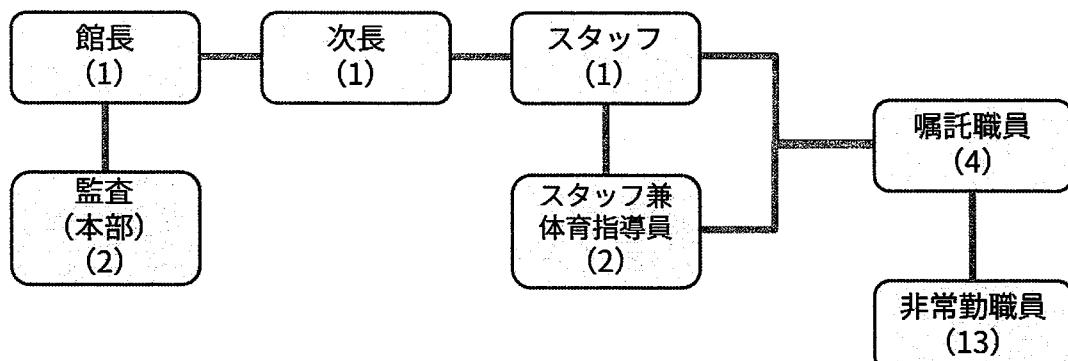
当施設の管理統括責任者として、館長 1 名を配置します。

施設管理および運営全般、鳥取県のスポーツ普及振興を推進するための見識が深く、調整力に優れた人材を配置します。

また、館長が不在の場合の管理運営責任者として、管理運営と緊急時の対応が可能な職員として、次長を 1 名配置します。

イ 職員配置

館長・次長及び救命講習を修了した計 9 名の常勤職員を配置し、プール監視 10 名、窓口対応職員 1 名、夜間対応職員 2 名（非常勤職員）を配置した合計 22 名で当施設の管理運営業務をおこないます。



ウ スポーツの経験豊富な有資格者と各競技に精通した職員配置

職員には長年当施設の管理運営を担ってきた経験豊富な人材が多数在籍しており、公認上級スポーツ施設管理士等のスポーツ施設管理に活かすことのできるさまざまな資格を有しています。

また、スポーツの公認指導資格（（公財）日本スポーツ協会公認コーチ1等）を多数有し、お客さまにより安全・安心して施設を利用いただける管理運営を行っていきます。

さらに、スポーツ特有の施設・設備が多く設置された当施設において、専門的な知識が求められることから、各競技に精通した職員を配置し、大会運営サポート業務や指導業務ができる体制を整えます。

- 1 公認上級スポーツ施設管理士等のスポーツ施設管理に長けた有資格者を必ず配置します
- 2 スポーツの有資格者で（公財）日本スポーツ協会公認資格者を必ず配置します
- 3 現在の職員の継続雇用を原則とします

(2) 職員の職種等

仕様書に記載される要件のほかに、公認上級スポーツ施設管理士（公益財団法人日本スポーツ施設協会）やスポーツ指導の資格等を保有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を活かした教室の開催や施設の管理運営を効率的に行います。

① 職員の職種

当施設の管理運営に適した人員を配置することにより、お客さま満足度の向上のための接遇の改善や安全・安心な施設提供ができる体制づくりに取り組みます。

職種等	イメージ	必要な技能・経験	保有資格
施設管理責任者 (館長(常勤職員))		おおむね5年以上の経験があり、接客接遇、指導力、マネジメント能力を有していること。	公認上級スポーツ施設管理士、応急手当普及委員、普通救命講習修了など
受付事務・案内員		接客接遇力と基本的なOA機器操作を身につけ、相応の経験があること。	あいサポーター研修修了、普通救命講習修了など
経理・事務		相応の経理・事務経験、接客接遇能力があること。	日商簿記検定3級、全商簿記検定1級（工業簿記科目）、全商英語検定2級、全商経済検定3級（流通経済科目）、全商ワープロ事務3級など



(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

当協会は、現施設職員について、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」を基本的な考え方としています。「県民の体力向上およびスポーツ精神の高揚」の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場をめざします。

また現代社会では、心身の健康問題を抱える人も多く、メンタルヘルスの大切さは誰もが認めるところです。ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果、好循環）を実現するためにも、時間外労働の削減と有給休暇取得を推進し、積極的に働き方改革を推進していきます。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 性別・年齢・障がいの有無などによる差別をしない「人物本位の採用」 |
| 2 | 個々の能力をいかすための「適材適所の人材配置」 |
| 3 | 個々の役割と成果に応じた「適格な処遇」 |

(4) 日常の職員配置

勤務のローテーションは、労働基準法等の関係法令を遵守したうえで、適正な職員配置を行い、館長不在の場合に事故や事件災害等が発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長ならびに当協会事務局担当者に連絡・報告する等、1次対応が遅れない体制を整えます。

① 標準的な職員配置

職員配置はつぎの考え方とローテーションを基本とし、当日の利用状況等に応じて柔軟な対応ができるよう勤務体制をとります。

●配置の考え方

- 施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置。（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとります。）
- 会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置。
- 受付に常時2名配置。



10. 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

関係法令にかかる監督行政機関からの指導等をふまえ、業務の改善に取り組みます。

関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況	対応状況
特になし	特になし



さらに、改修工事後の施設設備の長寿命化や製造、設置から年数がたっているもの等、施設を安心安全に利用していただくため下記内容の業務を新たに実施します。

●5年分の管理を委託することでコストの削減をおこなう。

種別	内容	期間	発注先	選定方法	県外事業者へ 発注する理由
プール空調保守点検	プール側空調設備保守・点検業務	令和6年4月1日～令和11年3月31日	県内業者	指名競争入札	
ロールバックスタンド保守点検	ロールバックスタンド保守・点検業務	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (3年に1回実施)	県外業者	指名競争入札	メーカーとの特約店契約があり営業区域が鳥取県での契約権限が支社(武蔵村山市)
大体育館音響設備保守点検	音響設備保守・点検業務	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (3年に1回実施)	県内業者	指名競争入札	
競泳機材保守点検	競泳機材保守・点検業務	令和6年4月1日～令和11年3月31日	県外業者	指名競争入札	メーカーとの特約店契約があり営業区域が鳥取県での契約権限が支社(広島市)
湧水槽排水配管洗浄作業	湧水槽排水配管保守・点検及び洗浄作業	令和6年4月1日～令和11年3月31日	県内業者	指名競争入札	
地下機械室各種ポンプ保守点検	各種ポンプ保守・点検作業	令和6年4月1日～令和11年3月31日	県内業者	指名競争入札	
パッケージエアコン保守点検	パッケージエアコン保守・点検作業	令和6年4月1日～令和11年3月31日	県内業者	指名競争入札	
大体育館空調保守点検	空調設備保守・点検業務	令和6年4月1日～令和11年3月31日	県内業者	指名競争入札	
プール保守点検	25Mプール保守・点検業務	令和6年4月1日～令和11年3月31日	県外業者	指名競争入札	メーカーとの特約店契約があり営業区域が鳥取県での契約権限が支社(大阪市)



12. 法人等の社会的責任の遂行状況

当協会は、社会に貢献することを団体の理念に掲げ、地域に密着した貢献活動を行っていきます。具体的な内容については、①社会的貢献②経済的貢献③環境的貢献の3本柱を掲げ貢献活動に取り組んでいきます。

(1) 障がい者雇用

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、

- 法定雇用率を達成している。(令和5年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し添付)
- 法定雇用率を達成していない。

令和5年3月31日までは法定雇用率を達成していたが、対象者が本人都合により急遽退職したため、募集を行ったが雇用に至らず、令和5年6月1日現在では法定雇用率を達成できなかった(-0.5人)。

現在、トライアル雇用を予定しているものがあり、順調にいけば正式雇用となる見込み。

(2) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定

男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

鳥取県男女共同参画推進企業に認定されている。（認定書の写し添付）

鳥取県男女共同参画推進企業に認定されていない。

●現認定証の認定日
企業の名称 公益財団法人鳥取県体育協会
認定日 平成27年3月26日
(初回認定日 平成20年7月26日)
発効日 平成27年8月20日



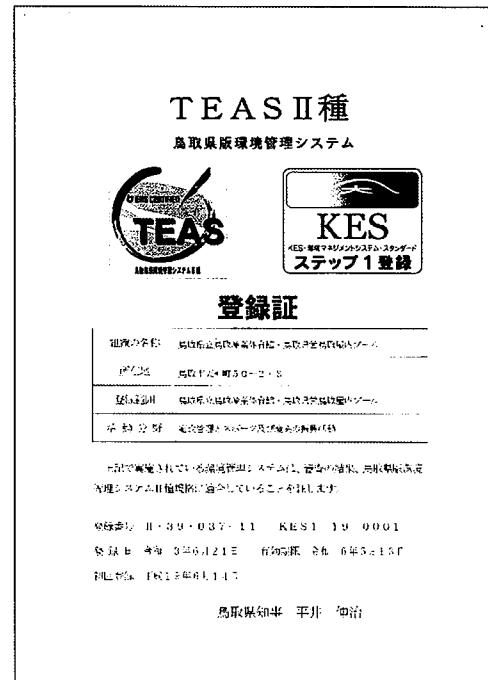
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001 又は TEAS Ⅰ種規格またはⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証の写し添付)
- 認証登録されていない。

●現登録証の登録日

組織の名称 鳥取県立鳥取産業体育館
鳥取県営鳥取屋内プール
登録日 令和3年6月21日
(初回登録日 平成19年6月14日)
有効期限 令和6年6月13日



(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。(協定書の写し添付)
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

●現認定証の記載日

認定証記載日 平成27年7月1日



家庭教育推進協力企業認定証



(5) あいサポート企業等の認定

あいサポート企業等：あいサポート運動実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日第 201100000830 号）により認定された企業又は団体。

- あいサポート企業等に認定されている。（認定書の写し添付）
- あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）
※認定手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度等の認定を受けている。
(認定証等の写しを添付すること。)

●現認定証の認定日

名称 財団法人鳥取県体育協会

(平成22年当時)

認定番号 第31号

認定日 平成22年6月8日

発行日 平成22年6月25日

♥ ♥ ♥ ~ 障がいを知り、共に生きる ~ ♥ ♥ ♥

あいサポート団体認定証

(名 称) 財団法人鳥取県体育協会

(所在地) 鳥取県鳥取市布勢 1-46 番地の 1

上記団体を「あいサポート団体」として認定します。

認定番号 第 31 号

認 定 日 平成22年6月8日

発 行 日 平成22年6月25日

鳥取県知事 平井 伸治

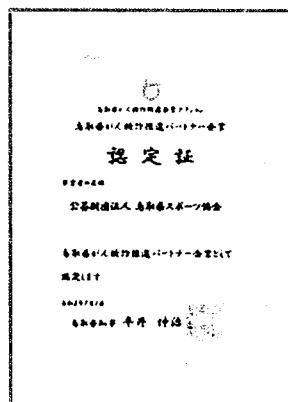
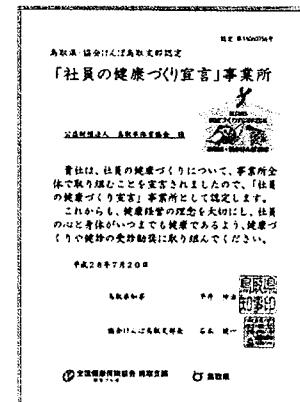
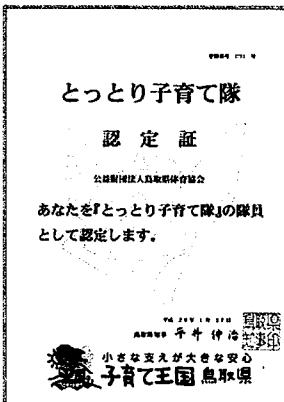


あいサポート団体認定証（鳥取県体育協会）



(6) その他の認定

当協会のその他の社会的責任遂行の取り組みとして、鳥取県等への協力や支援をおこなうことで下記の認定を受けています。



① キャリア教育推進協力企業認定証

高等学校におけるキャリア教育の充実に向けて、「鳥取県キャリア教育推進協力企業」として、鳥取県教育委員会と協定を結び、各県立高等学校の取り組みを支援することで鳥取県のキャリア教育の一層の推進を図っています。

② とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として登録し、子育て家庭にやさしい職場環境の整備をすることで子育て中の人を応援します。

③ 「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

職員が心身ともに元気に働くことにより、リスクマネジメント、業務効率の向上、モチベーション向上等を図ることにより、お客様によりよいサービス提供ができるようにしていきます。

④ 「鳥取県がん検診推進パートナー企業」認定証

職員が健康でお客様によりよいサービス提供ができるよう、がん検診を行い、早期発見、早期治療できる環境を整えます。



⑤ とっとり SDGs パートナー登録 新規

SDGsを鳥取県とともに推進し、SDGsのゴール達成に役立てることを目的としています。

SDGs の認知度向上と取組の「見える化」を進め、当協会の活動を知るきっかけとしていただきたいと考えています。

⑥ 鳥取県新型コロナ安心対策認証店および感染対策宣言店への登録 新規

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴い、これまでの認証店及び協賛店制度に代わる「感染対策宣言店」制度新たに登録し、基本的な感染対策を行うことを自ら宣言・掲示することにより、感染対策を行う店舗であることをお客さまに情報提供しています。



出入口に認定証を掲示



13. その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

当施設の組織運営体制は現行体制をベースとし、引き続き次期指定管理期間に管理業務を実施します。また、職員の接遇等の研修を行うことで資質をさらに向上させ、スポーツ・産業に特化した職員の技能を活かすことにより、当施設ならではのサービスを県民のみなさまに提供します。

(2) 県及び指定管理者の責任の分担

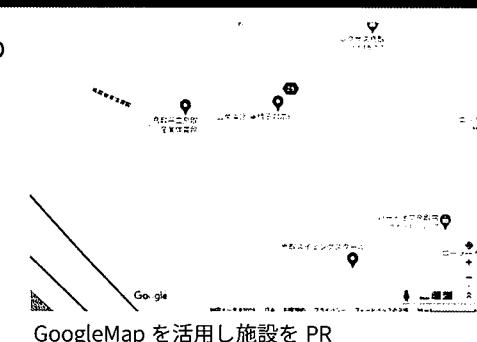
鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール指定管理者募集要項5にのっとって管理運営を行います。また、必要に応じ県と協議して行います。

(3) GoogleMap 等の管理について

新規

当施設のホームページの管理にとどまらず、GoogleMap等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについては最新情報となるように管理します。

なお、情報編集のための権限については県から当施設に権限を付与していただき、必要なアカウント等は当施設が準備します。



(4) 予約システムの取扱について

お客様の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立施設予約システム（以下「予約システム」という。）を活用し、予約業務を行います。

万が一、使用中にシステム上の異常、不具合等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県政策戦略本部デジタル改革課・総務部行財政改革推進課に連絡します。また、帳票のカスタマイズ等について研究し、変更する場合は、管理者負担において実施します。



(5) ネーミングライツ導入前後の対応について

鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールの知名度向上や運営財源の確保等を目的として、鳥取県政策戦略本部デジタル改革課・総務部行財政改革推進課が施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集し、導入されるとときは以下の業務の実施に協力します。

導入前	ネーミングライツに付随する権利（スポンサーメリット）の付与等に係る調整・協議。
導入後	愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールで開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。
	ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が添加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール内に設置されている愛称及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

(6) 職員の駐車場利用について

職員及び業務の委託を受けた者の職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ県の使用許可を受け、その使用料を納入します。

(7) 収支状況の管理について

毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成します。

また、収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、5年間保存します。

(8) インボイス制度について

インボイス制度は商品やサービスの取引における請求書の送付と支払いの手続きを規定し、取引の透明性と効率性を向上させるための仕組みです。

当協会は、適格請求書発行事業者として登録し、透明性と正確性を重視し、インボイス制度に基づいた会計を適正に実施します。

